



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年6月26日（金） 第10408号

目次

	ページ
告 示	
○知事指定薬物の指定の失効（薬務課）	2
○土壤汚染対策法による区域の指定（環境保全課）	2
○土壤汚染対策法による区域の指定の解除（同）	3
○家畜伝染病発生報告（農政課）	4
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施（産業技術センター）	4
正 誤	
○令和8年3月31日群馬県訓令甲第4号（総務事務管理課）	6

■ 告 示

◎群馬県告示第156号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年6月26日

群馬県知事 山本 一 太

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2- { 2- [(ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン（通称名Methylenedioxy nitazene）及びその塩類
- (2) 2- { [4- (2-フルオロエトキシ) フェニル] メチル} -5-ニトロ-1- [2- (ピロリジン-1-イル) エチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール（通称名Fluetonitazepyne、N-pyrrolidino-fluetonitazene）及びその塩類
- (3) N- [2- (5-メトキシ-1H-インドール-3-イル) エチル] プロパン-2-アミン（通称名5-MeO-NiPT）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

3 指定が効力を失う日

令和8年6月27日

4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。

◎群馬県告示第157号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和8年6月26日

群馬県知事 山本 一 太

1 指定する区域 渋川市石原字田中442番1の一部

2 指定に係る特定有害物質の種類

- (1) 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- (2) 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

◎群馬県告示第158号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和7年群馬県告示第248号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、当該指定を次のとおり解除する。

令和8年6月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除する区域 館林市大島町字岡里前2406番1の一部、2406番1地先道路の一部、2406番1地先水路の一部、2406番2の一部、2407番1の一部、2407番2の一部、2408番1の一部、2408番2の一部、2409番1の一部、2410番1の一部、2410番1地先道路の一部、2410番1地先水路の一部、2410番2の一部、2413番1の一部、2413番1地先水路の一部、2413番2の一部、2413番3の一部、2414番の一部、2415番の一部、2416番1の一部、2416番2の一部、2417番1の一部、2421番2の一部、2421番3の一部、2422番の一部、2422番地先水路の一部、2423番1の一部、2423番2の一部、2424番の一部、2424番地先水路の一部、2425番1の一部、2426番1の一部、2426番2の一部、2427番2地先水路の一部、2430番地先道路の一部、2431番の一部、2434番の一部、2435番の一部、2437番1の一部、2437番1地先道路の一部、2437番2、2441番1の一部、2441番2の一部、2441番2地先道路の一部、2441番2地先水路の一部、2442番1の一部、2442番2の一部、2443番1の一部、2443番2の一部、2444番1の一部、2444番2、2444番2地先道路の一部、2445番1、2445番2、2446番1、2446番2、2446番3、2446番3地先道路の一部、2447番1の一部、2447番3の一部、2449番3の一部、2450番1の一部、2457番1の一部、2457番2、2457番3、2457番3地先道路の一部、2457番3地先水路の一部、2457番4、2458番1の一部、2458番2の一部、2478番1の一部、2478番2、2479番1、2479番2、2480番1、2480番1地先水路の一部、2481番1、2481番2、2481番3の一部、2482番1の一部、2482番2の一部、2483番2の一部、2483番2地先道路の一部、2483番2地先水路の一部、2484番1の一部、2484番2の一部、2485番1の一部、2485番2の一部、2486番3の一部、2487番の一部、2487番地先道路の一部、2487番地先水路の一部、2488番の一部、2488番地先水路の一部、2489番1の一部、字小草原2528番2の一部、2529番1の一部、2529番1地先水路の一部、2529番2の一部、2529番8の一部、2530番1、2530番2、2530番6、2530番8、2531番1の一部、2531番4の一部、2541番1の一部、2541番2の一部、2542番1の一部、2542番2の一部、2543番1の一部、2543番2の一部、2547番の一部、2547番地先水路の一部、2548番1の一部、2548番2の一部、2548番3の一部、2549番1の一部、2549番2の一部、2549番3の一部、2550番の一部、2551番1の一部、2551番2の一部、2552番1の一部、2563番2の一部、2564番1、2564番2、2565番、2566番1、2566番2、2567番1、2567番2、2568番、2569番1、2569番2、2569番2地先水路の一部、2570番1の一部、2570番1地先水路の一部、2570番2の一部、2571番1の一部、2571番1地先道路の一部、2571番1地先水路の一部、2571番2の一部、2572番1の一部、2572番2の一部、2573番1の一部、2573番2の一部、2573番2地先道路の一部、2573番2地先水路の一部、2574番1の一部、2576番1の一部、2576番1地先道路の一部、2576番1地先水路の一部、2576番2の一部、字下八ツ島2861番の一部、2861番地先水路の一部、2884番の一部、2884番地先水路の一部、2885番の一部、2894番の一部、2895番、2895番地先道路の一部、2895番地先水路の一部、2896番、2897番の一部、2899番の一部、2899番地先道路の一部、2899番地先水路の一部、2900番の一部、2915番1の一部、2916番

の一部、2918番の一部、2919番の一部、2920番の一部、字上新田3600番3の一部、3601番の一部、3601番地先水路の一部、3602番の一部、3603番の一部、3607番の一部、3607番地先道路の一部、3607番地先水路の一部、3608番の一部、3609番の一部、3610番、3611番の一部、3612番の一部、3613番の一部、3614番の一部、3615番の一部、3616番、3616番地先道路の一部、3616番地先水路の一部、3617番、3618番の一部、3619番1の一部、3619番2の一部、3620番の一部、3623番1の一部、3623番1地先道路の一部、3623番2の一部、3624番の一部、3625番3の一部、3626番の一部、3627番の一部、3628番の一部、3629番の一部、3630番の一部、3632番の一部、3633番の一部、3633番地先道路の一部、3634番の一部、3636番の一部、3637番1の一部、3637番2の一部、3637番3の一部、3637番4の一部、3638番1の一部、3638番2、3638番2地先道路の一部、3638番3、3672番の一部、3673番の一部、3674番の一部、3675番の一部、3675番地先道路の一部、3675番地先水路の一部、3676番2の一部、3676番3の一部、3676番4の一部、3676番5の一部、3676番6の一部、3677番の一部、3679番の一部、3680番の一部

- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去及び土壤汚染状況調査の実施
- 4 その他 この告示により解除する区域は、規則第58条第5項第10号に該当する。

◎群馬県告示第159号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

令和8年6月26日

群馬県知事 山本 一 太

病名	畜種	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生年月日	発生場所	処置
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	令和8年6月11日	渋川市	法令殺

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和8年6月26日

群馬県立群馬産業技術センター所長 小谷 雄 二

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 EMIレシーバー 一式
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。

- (3) 納入期限 令和9年2月26日（金）
- (4) 納入場所 群馬県立東毛産業技術センター
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和8・9年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和8年7月8日（水）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格申請を行い、同月23日（木）正午までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県立群馬産業技術センターへその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 当該調達物品納入後の保守体制が整備され、点検、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に遂行し得ることを証明した者であること。
- (7) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒379-2147 群馬県前橋市亀里町884番地1 群馬県立群馬産業技術センター 総務係 電話027-290-3030
- (2) 入札説明書の交付方法 群馬産業技術センターホームページに掲載する。
- (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和8年7月29日（水）までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和8年7月23日（木）正午まで（受付日及び時間は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで）

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「EMI レシーバー入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

- (4) 入札及び開札の日時及び場所 令和8年8月6日（木）午前10時 群馬県立群馬産業技術センター第2研修室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月5日（水）午後5時までに上記(1)の場所に群馬県立群馬産業

技術センター所長宛で親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「EMI レシーバー入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、契約担当者から交付される仕様書に基づく物品の製作仕様書（以下「製作仕様書等」という。）を作成し、これを令和8年7月23日（木）正午までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。提出された製作仕様書等は、契約担当者において技術審査するものとし、入札説明書に示す仕様書に照らし、採用し得ると判断した製作仕様書等を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。また、製作仕様書等を提出した者は、開札日の前日までに契約担当者に説明し、契約担当者との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は提出した製作仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

なお、説明及び協議の義務を履行しない者並びに製作仕様書の変更に応じない者の入札書は、落札決定の対象としない。

- (4) 入札の無効 この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: KOTANI Yuji, Director of Gunma Industrial Technology Center
- (2) Nature and quantity of the services to be required: EMI Test Receiver 1 set
- (3) Fulfillment period: By February 26, 2027
- (4) Fulfillment place: Tomo Industrial Technology Center (1058-5 Yoshizawa-cho Ota-shi, Gunma-ken, Japan)
- (5) Bidding deadline: Thursday, August 6, 2026 at 10:00 a.m. (Tenders submitted by registered mail must be received by August 5, 2026, 5:00 p.m.)
- (6) For further details, please contact: Gunma Industrial Technology Center, 884-1 Kamesato-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 379-2147, TEL 027-290-3030 (Japanese language Only)

■ 正 誤

○訓令正誤

令和8年3月31日群馬県訓令甲第4号（群馬県公文書管理規程の一部を改正する訓令）

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
号外第10号	15	上欄	35	令和七年四月一日	令和八年四月一日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
